

福岡県公報

平成21年8月26日
第3008号

目次

告示(第1332号 - 第1340号)

生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	1
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	1
生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更	(保護・援護課)	2
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	2
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	2
県営土地改良事業計画の変更決定	(農村整備課)	2
土地改良区の清算人の就任	(農村整備課)	3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	3
土地改良区連合の役員の就任及び退任	(農村整備課)	4
公 告			
港湾計画の変更の概要	(港湾課)	4
平成21年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施	(消防防災課)	5
平成21年度福岡県文化賞被表彰者	(県民文化スポーツ課)	6
落札者等の公示	(警察本部会計課)	7
公安委員会			
警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	7
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	9
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	10

告 示

福岡県告示第1332号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成21年8月26日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
古生54	中島医院	古賀市天神1丁目12番21号	21・6・17
大野生122	わに歯科医院	大野城市白木原3丁目10-20	21・7・17
春生歯74	すべ歯科クリニック	春日市須玖北7丁目1番地1	21・5・1
春生歯73	医療法人CreVieわかば総合歯科クリニック	春日市昇町7丁目58番地	21・8・1
宰生薬42	株式会社アシストメディスン芝原調剤薬局	太宰府市通古賀6丁目7-1	21・6・1
福岡生薬25	そうごう薬局 今光店	筑紫郡那珂川町今光3丁目30	21・8・1
大川生薬23	タイガー薬局 大川店	大川市大字向島1714-1	21・7・1

福岡県告示第1333号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成21年8月26日

福岡県知事 麻 生 渡

廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
古生38	中島内科・小児科・放射線科	古賀市天神1丁目12-21	21・6・16
行生93	井本クリニック	行橋市神田町1-7	21・3・31
像生薬35	いの調剤薬局	宗像市栄町10-1	21・7・31

福岡県告示第1334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年8月26日

福岡県知事 麻生 渡

名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
春生歯7	山口歯科医院	やまぐち歯科医院	春日市桜ヶ丘1丁目114	21・4・1

福岡県告示第1335号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年8月26日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大野生マ1	緒方 亮（在宅リハビリマッサージあい大野城事業所）	大野城市下大利1丁目18-22-501	21・7・1
飯生マ21	大村晴久（福の神）	飯塚市相田3-189	21・8・5
田川生マ7	森 桂（あんじゅ施術所）	田川郡福智町金田60-20	21・7・21
大生柔54	小柳美香（なかとも整骨院）	大牟田市中友町1-19	21・7・16
嘉生柔17	林田浩昌（日の隈整骨院）	嘉穂郡桂川町大字吉隈北ヶ浦854-1	21・5・11

福岡県告示第1336号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年8月26日

福岡県知事 麻生 渡

廃止

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
大生柔49	小柳美香（めぐみ整骨院）	大牟田市不知火町1丁目1-11	21・4・1

福岡県告示第1337号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年8月26日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営唐原地区土地改良（区画整理） 事業変更計画書の写し	平成21年8月26日から 平成21年9月28日まで	築上郡上毛町役場

福岡県告示第1338号

解散した清算法人第一大橋土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年8月26日

福岡県知事 麻 生 渡

氏名	住 所
鹿毛 林	久留米市大橋町常持919番地2の1
中野 義則	" " " 367番地1
石井 保利	" " 合衆538番地3
秋永 一芳	" " 常持1167番地1
平塚 英敏	" " " 374番地2
西田 信輝	" " 合衆864番地3
柳 瀬 哲	" " " 184番地1
穴見 治義	" 草野町草野835番地1
秋永 昌昭	" 大橋町常持230番地1
島津 清晴	" 善導寺町島705番地
西田 満博	" 大橋町合衆406番地
石橋 一男	" 田主丸町中尾1774番地2
山川 茂之	" 大橋町常持836番地
久保山 一年	" 田主丸町中尾1205番地
古賀 一成	" 大橋町常持935番地2

宮崎 文利	" 草野町矢作131番地4
中村 康胤	" 大橋町合衆422番地

福岡県告示第1339号

田中土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年8月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏名	住 所
太田 力	田川市大字伊加利746番地1
田淵 雅英	" " 1475番地
松本 眞慈	" " 693番地7
木下次 枝	" " 595番地
有吉之 博	" " 672番地
山下 寛	" " 807番地
佐々木 秀男	" " 1588番地1
太田 勝典	" " 795番地7
太田 勝淑	" " 698番地2
進野 義政	" " 1588番地6

2 退任監事

氏名	住 所
太田 英治	田川市大字伊加利689番地
前田 孝	" " 603番地

3 就任理事

氏名	住 所
太田 力	田川市大字伊加利746番地1

田 淵 雅 英	" "	1475番地
松 本 眞 慈	" "	693番地 7
木 下 次 枝	" "	595番地
有 吉 之 博	" "	672番地
山 下 寛	" "	807番地
佐々木 秀 男	" "	1588番地 1
太 田 勝 典	" "	795番地 7
太 田 勝 淑	" "	698番地 2
進 野 義 政	" "	1588番地 6

4 就任監事

氏 名	住 所
太 田 英 治	田川市大字伊加利689番地
中 園 重 幸	" " 684番地

福岡県告示第1340号

筑後川下流土地改良区連合から、役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条の規定において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年8月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
古 賀 次 夫	大川市大字中古賀160番地
新 開 昭 一	久留米市津福今町421番地 5
馬 場 英 二	" 安武町住吉1386番地 2
井 口 三 義	大川市大字紅粉屋825番地 1
石 田 宝 藏	柳川市大和町栄215番地 3

2 退任監事

氏 名	住 所
後 藤 満 行	大川市大字下林608番地

3 就任理事

氏 名	住 所
川 島 正 弘	久留米市荒木町下荒木232番地 1
吉 山 正 利	" 大善寺町宮本1033番地 5
堀 田 益 已	三潞郡大木町大字横溝624番地
宮 崎 正 行	大川市大字本木屋1021番地
金 子 健 次	柳川市三橋町磯島295番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
緒 方 岩 雄	大川市大字中古賀501番地

公 告

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、三池港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成21年8月26日

三池港港湾管理者 福岡県

代表者 福岡県知事 麻 生 渡

1 港湾計画の変更の概要

三池港港湾計画（平成12年2月福岡県告示第190号によりその概要を公示し、平成21年1月福岡県公報第2925号等により港湾計画の変更の概要を公告した。）について、変更した事項は、次のとおりである。

臨港交通施設計画（変更）

施設	名称	起点	終点	車線数	備考
道路	臨港道路 四山線	四山地区 小型船だまり	都市計画道路 新港町勝立線	2	既定計画の変更計画

2 港湾計画の縦覧の場所

- (1) 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県県土整備部港湾課
- (2) 大牟田市小浜町24番地1 福岡県大牟田土木事務所
- (3) 大牟田市新港町1番地 福岡県大牟田土木事務所三池港管理出張所

公告

平成21年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のように実施する。

平成21年8月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 実施する講習

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による消防設備士に対する工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「講習」という。）

2 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日から5年以内の者（ただし、特別の事情がある場合は、5年以上経過しても受講できる。）

3 講習科目等

- (1) 工事整備対象設備等の関係法令に関する事項

- ア 工事整備対象設備等に関する規制の概要
- イ おおむね過去5年間における工事整備対象設備等の技術上の基準の改正要点
- ウ おおむね過去5年間における建築基準法令、危険物関係法令等防火に関する関係法令の改正要点
- エ 消防設備士の責務
- オ 特異な火災事例及びその問題点
- カ その他防火に関する事項

- (2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

ア 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する技術基準の要点

イ 工事整備対象設備等の点検要領

ウ 工事整備対象設備等の奏功事例並びに事故事例及びその問題点

エ 工事整備対象設備等の維持管理に関する要点

- (3) その他

講習終了後効果測定を行うものとする。

4 講習の区分及び対象

- (1) 講習は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる者を対象として実施するものとする。

講習区分	講習対象者（消防設備士の種類及び指定区分）
消火設備講習	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備講習	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第7類の乙種消防設備士
避難設備・消火器講習	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第6類の乙種消防設備士
特殊消防用設備等	特類の甲種消防設備士

5 講習期日及び場所

講習期日	講習区分	場 所	
		講習会場	所在地
平成21年10月14日 (水曜日)	消火設備 甲乙1, 2, 3類	筑豊地区 田川地区消防本部	田川市大字川宮1570
平成21年10月15日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同上	同上
平成21年10月21日 (水曜日)	消火設備 甲乙1, 2, 3類	福岡市福岡市民防災センター	福岡市早良区百道浜1丁目3-3
平成21年10月22日 (木曜日)	消火設備 甲乙1, 2, 3類	同上	同上

平成21年11月12日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同上	同上
平成21年11月13日 (金曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同上	同上
平成21年11月16日 (月曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同上	同上
平成21年11月17日 (火曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同上	同上
平成21年11月17日 (火曜日)	特殊消防用設備 甲特類	同上	同上
平成21年10月28日 (水曜日)	消火設備 甲乙1, 2, 3類	久留米市久留米地域職業 訓練センター	久留米市東合川5丁目 9-10
平成21年10月29日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同上	同上
平成21年10月30日 (金曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同上	同上
平成21年11月30日 (月曜日)	消火設備 甲乙1, 2, 3類	北九州市北九州市庁舎大 集会室	北九州市小倉北区城内 1-1
平成21年12月1日 (火曜日)	消火設備 甲乙1, 2, 3類	同上	同上
平成21年12月2日 (水曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同上	同上
平成21年12月3日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同上	同上
平成21年12月4日 (金曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同上	同上

講習の時間は、各日とも午前9時25分から午後5時までとする。

なお、受講希望者が会場の収容人員を超えた場合は、受講場所及び期日を変更することがある。

6 受講手続

(1) 受講申請書の交付

受講申請書は、福岡市中央区舞鶴3丁目1番10号セレス赤坂門ビル財団法人福岡

県消防設備安全協会又は最寄りの消防本部（署）で平成21年8月24日から交付する。

(2) 受講手数料

受講手数料7千円は、福岡県領収証紙により納付すること。

(3) 受付の期間及び場所

持参による場合は、平成21年8月31日（月）から平成21年10月2日（金）までの間、郵送による場合は平成21年10月2日（金）までの消印のあるものに限り、財団法人福岡県消防設備安全協会において受け付ける。

7 受講修了の検印

受講修了者に対して、消防法第17条の10の規定の基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を修了した証として、消防設備士免状に福岡県知事の検印を押印する。

8 その他

(1) 受講者は、受講日に受講票及び消防設備士免状を持参すること。

(2) 受講手続きその他の問い合わせは、財団法人福岡県消防設備安全協会（電話092-722-1265）に対して行うこと。

公告

福岡県文化賞表彰規程（平成5年8月福岡県告示第1254号の2）第4条の規定に基づき、平成21年度福岡県文化賞被表彰者を次のとおり決定したので、同規程第5条第2項の規定により公表する。

平成21年8月26日

福岡県知事 麻生 渡

部 門	被 表 彰 者
創 造 部 門	キルト作家 山口怜子
社 会 部 門	郷土史研究家 深町純亮
奨 励 部 門	写真家 百瀬俊哉

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成21年8月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 落札に係る特定役務の名称

運転者管理システム用プリンターサーバ機器等賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成21年7月16日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

N E C キャピタルソリューション株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

199,498,320円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成21年6月5日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第236号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則

」という。）第7条の規定により公示する。

平成21年8月26日

福岡県公安委員会

1 検定の種別、実施日、時間及び場所

(1) 貴重品運搬警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成21年11月26日（木）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 施設警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成21年11月27日（金）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

2 受検定員

各検定15名

3 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

(2) 公安委員会が上記(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

4 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

5 学科試験及び実技試験

(1) 貴重品運搬警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験
- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 施設警備業務 1 級
- ア 学科試験
- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験
- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定申請手続等
- (1) 受付期間
- 平成21年10月21日（水）から同年10月26日（月）までの午前9時00分から午後5

時45分までの間

福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (エ) 1級の受検資格を有することを疎明する、次に掲げるいずれかの書面
- a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）
- b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (エ) 1級の受検資格を有することを疎明する、次に掲げるいずれかの書面
- a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）
- b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

(3) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、受付期間内に福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申し込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めた2日以内に住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記②に掲げる必要書類並びに検定手数料を添えて提出し、受検票の交付を受け申請手続きを完了とする。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

(4) 検定手数料

ア 貴重品運搬警備業務1級 16,000円

イ 施設警備業務1級 16,000円

検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

7 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

8 その他

(1) 検定当日、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカーあり。）すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで、福岡県警察本部生活安全総務課警備業務係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

福岡県公安委員会告示第255号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成21年8月26日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成21年9月28日（月）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 小倉北警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：30～16：30	講習結果に対する考査
16：30～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

(1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

(2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

(3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第256号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成21年8月26日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成21年9月17日（木） 13：30～16：30	久留米市城島町大依371番地2 城島警察署 会議室	城島警察署
平成21年9月29日（火） 13：30～16：30	福岡市南区塩原2丁目3番1号 南警察署 会議室	南警察署
平成21年9月29日（火） 13：30～16：30	北九州市八幡東区大谷1丁目1番1号 八幡東警察署 会議室	八幡東警察署
平成21年9月29日（火） 13：30～16：30	宮若市宮田20番地2 宮若警察署 会議室	宮若警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。